



令和8年度

固定資産税(償却資産)申告の手引

提出期限: 令和8年1月31日(土)

中城村マスコットキャラクター



eLTAXを使った電子申告もご利用いただけます！
ご案内については、14ページをご覧ください。

目次

	(ページ)
1.償却資産とは	2
2.申告について	4
3.償却資産の評価方法	6
4.申告書等の記載例	9-13
① 申告する資産のない方	
② 昨年申告した内容から増減のない方	
③ 昨年中に償却資産の増減があった方	
5.電子申告についてのご案内	14

中城村役場 税務課 資産税係
TEL:098-895-2133 (内144)

1.償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

①主な事業の例

飲食店、理容・美容業、工場・倉庫、食品製造・加工業、病院（診療所や歯科業等）、商店・小売店、賃貸住宅（貸家・共同住宅等）、貸駐車場、娯楽施設（カラオケボックス・ゲームセンター等）、ホテル・旅館、給油所、売電事業など

②主な償却資産の種類

資産の種類	主な償却資産の例
1. 構築物	舗装路面（共同住宅等の駐車場舗装も含む）、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、広告設備、外灯、ゴルフ練習場等施設、室内装飾・内装など
2. 機械及び装置	プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、その他製造及び加工設備等、太陽光発電設備など
3. 船舶	ボート、漁船、遊覧船、貨物船など
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5. 車両及び運搬具	フォークリフトやタイヤシャボ等の大型特殊自動車（車両番号が0又は9で始まるもの）、荷車、手押車、構内運搬具など
6. 工具・器具及び備品	測定・検査工具、医療機器、陳列ケース、家具（事務所・応接セット等）、事務用機器（パソコン、コピー機等）、電気・ガス器具、自動販売機など

(2) 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ③ 償却済資産（減価償却を終えた資産）
- ④ 遊休資産、未稼働資産
- ⑤ 取得価額が20万円未満であっても、個別に減価償却している資産
- ⑥ 取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産
- ⑦ 職員・社員の福利厚生用の資産
- ⑧ 他者に貸し付けている資産（リース資産）
- ⑨ 割賦購入資産で完済していない資産
- ⑩ 家屋の所有者以外の賃借人（テナント）が施した内装・造作及び建築設備等

1.償却資産とは

(3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないため申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、実用新案権、鉱業権、漁業権など）
- ③ 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ⑤ 書画・骨董（複製等は除く）
- ⑥ 生物（観賞用、興行用は除く）
- ⑦ 耐用年数が1年未満の資産
- ⑧ 取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上、一時に損金算入されたもの
- ⑨ 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上、3年間で一括して均等償却するもの

2.申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、中城村内に償却資産を所有されている法人及び個人が対象となります。なお、次に掲げる場合でも申告が必要となりますのでご注意ください。

- ① 廃業・解散や、中城村外への移転があった場合（資産減少の申告）
- ② 申告の対象となる資産を所有していないが、事業を行っている場合（該当資産なしの申告）
- ③ 所有する資産の内容について変更がない場合（資産の増減なしの申告）
- ④ 償却資産を、他者に貸し付けている場合（リース業）

(2) 申告書の提出期間

令和8年1月5日（月） ～ 令和8年1月31日（土）

※窓口でのご提出は平日のみ

(3) 提出先

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間585番地1
中城村役場 税務課 償却資産担当 行

(4) 窓口対応時間

午前8時30分 ～ 午後5時15分 ※正午～午後1時を除く

(5) 提出書類

該当する対象者		必要な提出書類	参照ページ
今回、はじめて申告される方	該当する資産のある方	償却資産申告書 種類別明細書（増加資産・全資産用）	11 12
	該当する資産のない方	償却資産申告書	9
前年において申告されている方	前年中に資産の増減があった方	償却資産申告書	11
		種類別明細書（増加資産・全資産用） 種類別明細書（減少資産用）	12 13
	前年中に資産の増減がない方	償却資産申告書	10
前年において廃業・解散・村外移転された方	引き続き村内に資産のある方（個人廃業し法人となった方など）	償却資産申告書	11
		種類別明細書（増加資産・全資産用）	12
	村内に資産がなくなった方	償却資産申告書 種類別明細書（減少資産用）	11 13

2.申告について

(5) 申告の注意点

- ① 廃業・解散・村外移転、該当資産がない場合も、必ず提出してください。提出されない場合、未申告者として扱われることもありますので、ご注意ください。
- ② 申告書の控えを希望する方は、あらかじめ、提出用と控え用の2部を準備してください。
- ③ 郵送される方で控えの返送を希望する方は、返信用封筒に切手を貼り付けのうえ、申告書等と同封して提出してください。
- ④ 電算（合計）申告する方は、申告書・種類別明細書ともに、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。
- ⑤ 自社作成の様式で申告される方は、全国的に統一された様式にある項目の全てを記載し、用紙サイズはA4サイズで統一してください。

(6) 国税の取扱いとの比較

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ	定率法又は定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なし	制度あり
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	制度なし	制度あり
増加償却 （法人税法施行令第60条） （所得税法施行令第133条）	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額1円
改良費	区分評価	原則区分評価、一部合算も可

(7) 申告書様式等のダウンロード

償却資産申告書等の様式については、中城村役場HPからダウンロードできます。

- <https://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/detail.jsp?id=52550&pageStart=0&menuid=11382&funcid=2#shinkoku>

以下のコードからもご利用いただけます



3.償却資産の評価方法

(1) 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、当該償却資産の取得価額を基準とし、その耐用年数に応じた減価を考慮してその価格（評価額）を求めます。

資産一品ごとに次の計算を行い、価格（評価額）を求めます。

① 前年中に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

② 前年前に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

※ただし、②により求めた額が、取得価額の5%の額よりも小さい場合は、取得価額の5%の額を当該年度以降の価格（評価額）とします。

【減価率・減価残存率】（減価率は固定資産評価基準別表第15より抜粋）

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - r / 2$	$1 - r$			$1 - r / 2$	$1 - r$			$1 - r / 2$	$1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	⋮	⋮	⋮	⋮
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	⋮	⋮	⋮	⋮

3.償却資産の評価方法

≪価格（評価額）の計算例≫

★取得価額：100万円、取得年月：令和3年7月、耐用年数：3年の場合★
5ページの表から、耐用年数3年の場合の減価率は0.536となり、

- ・前年中取得の減価残存率： $(1 - 0.536 / 2) = 0.732$
- ・前年前取得の減価残存率： $(1 - 0.536) = 0.464$

令和4年度	1,000,000	$\times 0.732 = 732,000$ 円
令和5年度	732,000	$\times 0.464 = 339,648$ 円
令和6年度	339,648	$\times 0.464 = 157,596$ 円
令和7年度	157,596	$\times 0.464 = 73,124$ 円
令和8年度	73,124	$\times 0.464 = 33,929$ 円 < 50,000円

※令和8年度時点で、算出額が取得価額の5%（50,000円）より小さくなるため、令和8年度以降は50,000円で評価されます。

(2) 課税標準額

個々の資産の価格（評価額）の合計額が課税標準額となります。

- 課税標準額は1,000円未満切捨て
- 課税標準の特例が適用される場合は、その該当資産については、価格（評価額）にその特例率を乗じた額が課税標準額となります。
- 課税標準の特例を適用する場合には、償却資産の申告とは別に、特例適用申告書等の提出が必要な場合がありますので、担当までお問い合わせください。

(3) 免税点

全資産の課税標準額の合計額が**150万円未満の場合**は、課税されません。

(4) 税率・税額

課税標準額 \times 税率（1.4%） = 税額 ※100円未満切捨て

【税額の計算例】

課税標準額 5,305,305円の場合

$$\begin{array}{l} 5,305,000 \text{円} \times 1.4\% = 74,270 \Rightarrow 74,200 \text{円 (税額)} \\ \text{(1,000円未満切捨て)} \quad \quad \quad \text{(税率)} \quad \quad \quad \text{(100円未満切捨て)} \end{array}$$

3.償却資産の評価方法

(5) 固定資産税の納期

右のとおり、4回の納期となります。

※ 年度の途中で売却したり破棄した場合でも、減額等はありません。

1期	2期	3期	4期
5月	7月	12月	2月

(6) 調査協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第353条に基づいて調査を行うことがあります。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

調査に伴い、申告漏れ等があった場合、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、地方税法第17条の5第5項の規定により最大5年を限度とし、資産を取得された翌年度まで遡及することとなります。

※遡及により発生した過年度分の課税は、原則として一括で納付していただくこととなります。

(7) 不申告または虚偽の申告をした場合

資産を所有する方で、正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条の規定に基づく中城村税条例第75条の規定により、過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定による不足額に加えて延滞金を徴収されることがありますので必ず期限までに申告して下さい。

また、虚偽の申告をした場合、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

4.償却資産申告書の記載例 ※申告する資産がない方

令和 8 年度
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

令和 8 年 1 月 5 日
中城 村 長 殿

※所有者コード

1 住所 (ふりがな) 中城村字当間585番地1 (電話 098-895-2131)

2 (ふりがな) 氏名 よしのうらしよかひ なかぐすく たろう
法人にあってはその名称及び代表者の氏名 株式会社 吉の浦商会 代表取締役 中城 太郎 (屋号)

3 事業種別 小売業 (20 百万円)

4 事業開始年月 令和元 年 1 月

5 この申告に回答する者の氏名 中城 一郎 (電話 098-895-2131)

6 税理士等の氏名 中城 三郎 (電話 098-****-****)

7 耐用年数の承認 有・無 (無)

8 却の届出 有・無 (無)

9 該当資産 有・無 (無)

10 課税標準の特例 有・無 (無)

11 特別償却又は圧縮記帳 有・無 (無)

12 税務会計上の償却方法 非正・定額法 (非正・定額法)

13 青色申告 有・無 (有)

資産の種類	取 得 価 値			
	前年前に取得したもの (円)	前年中に減少したもの (円)	前年中に取得したもの (円)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (円)
1 構築物	0	0	0	0
2 機械及び装置	0	0	0	0
3 船舶	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	0	0	0	0
6 工具、器具及び備品	0	0	0	0
7 合計	0	0	0	0

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

16 借用資産 (有・無)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) 申告内容 1. 資産の増減あり 2. 資産の増減なし 3. 該当資産なし (該当資産なし)

4. 異動日: 平成・令和 年 月 日

5

中城村

- 住所・電話番号・申告する方の名前を記入して下さい。法人の場合は、企業名と代表者のお名前をご記入ください。
- 法人番号または個人番号、該当する業種等をご記入ください。申告の内容を確認することがございますので、連絡先とご担当者の氏名については必ずご記入ください。
- 各項目の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- この事例は**資産なしの申告**のため、すべて0 (ゼロ) をご記入ください。
- 資産がない申告なので、該当資産なしを○で囲んでください。手書き申告書の場合は、備考欄に「該当なし」とご記入ください。

4.償却資産申告書の記載例 ※去年から増減なしの方

令和 8 年度
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

令和 8 年 1 月 5 日
中城村長 殿

※所有者コード

1 住所 (ふりがな) 中城村字当間585番地1 (電話 098-895-2131)

2 (ふりがな) 氏名 株式会社 吉の浦商会 代表取締役 中城 太郎 (屋号)

3 個人番号 *****

4 業種 小売業 (資本) 20百万円

5 事業開始年月 令和元 年 1 月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 中城 一郎 (電話 098-895-2131)

7 税理士等の氏名 中城 三郎 (電話 098-****-****)

8 短縮耐用年数の承認 有・無 有

9 却の届出 有・無 有

10 該当資産 有・無 有

11 課税標準の特例 有・無 有

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 有

13 税務会計上の償却方法 定額法・額法 定額法

14 青色申告 有・無 有

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの (イ) 円	前年中に減少したもの (ロ) 円	前年中に取得したもの (ハ) 円	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ) 円
1 構築物	0	0	0	0
2 機械及び装置	2,500,000	0	0	2,500,000
3 船舶	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	0	0	0	0
6 工具、器具及び備品	600,000	0	0	600,000
合計	3,100,000	0	0	3,100,000

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 中城村字当間585-1

16 ② ③ 貸主の名称等

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

備考(添付書類等) 申告内容 1. 資産の増減 2. 資産の増減なし 3. 該当資産なし

4. 異動日: 平成・令和 年 月 日 異動事由:

6

中城村

- ① 住所・電話番号・申告する方の名前を記入して下さい。法人の場合は、企業名と代表者のお名前をご記入ください。
- ② 法人番号または個人番号、該当する業種等をご記入ください。申告の内容を確認することがございますので、連絡先とご担当者の氏名については必ずご記入ください。
- ③ 各項目の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- ④ この事例は**去年から変更がない申告**のため、前年前に申告したものの欄に**去年の申告した合計金額** [表内でいうと(ニ)の列の数字] をご記入いただき、前年中に減少したものおよび前年中に増加したのものについては0(ゼロ)をご記入ください。
- ⑤ 資産を置いている場所をご記入ください。また、借用資産(リース等)がある場合は貸主の名称や住所等についてもご記載ください
- ⑥ 前年度からの変更がない申告なので、資産の増減なしを○で囲んでください。手書き申告書の場合は、備考欄に「該当なし」とご記入ください。

4.償却資産申告書の記載例 ※資産増減有りの方①

令和 8 年度
 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

令和 8 年 1 月 5 日
 中城村長 殿

※所有者コード

1 住所 (ふりがな) 中城村字当間585番地1 (電話 098-895-2131)

2 (ふりがな) 氏名 よしのうらしようかひ なかへすく たろう
 法人にあってはその名称及び代表者の氏名 株式会社 吉の浦商会 代表取締役 中城 太郎 (屋号)

3 事業種別 小売業 (資本) 20 百万円

4 事業開始年月 令和** 年 1 月

5 この申告に回答する者の係及び氏名 ◇◇◇◇ (電話 098-895-2131)

6 税理士等の氏名 税理士 △△△△ (電話 098-****-****)

7 青色申告 有 無

8 前年度年数の承認 有 無

9 届出の届出 有 無

10 該当資産 有 無

11 課税標準の特例 有 無

12 特別償却又は圧縮記帳 有 無

13 税務会計上の償却方法 定額法 非定額法

14 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 当間585-1 ② 安里190 ③

15 貸主の名称等 (株)▲▲リース 月上原*** (895-****)

16 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家

17 備考(添付書類等) 申告内容 ① 資産の増減あり ② 資産の増減なし ③ 該当資産なし ④ 異動日: 令和 **年 **月 **日 異動事由: ⑤ 法人設立のため (旧 吉の浦スーパー)

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの (イ) 円	前年中に減少したもの (ロ) 円	前年中に取得したもの (ハ) 円	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ) 円
1 構築物	1,230,000	0	1,450,000	2,680,000
2 機械及び装置	0	0	20,000,000	20,000,000
3 船舶	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	600,000	300,000	0	300,000
6 工具、器具及び備品	7,788,900	1,700,000	1,105,900	7,194,800
合計	9,618,900	2,000,000	22,555,900	30,174,800

資産の種類	評価額 (ホ) 円	決定価格 (ヘ) 円	課税標準額 (ト) 円			
				1 構築物	2 機械及び装置	3 船舶
1 構築物						
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計	0	0	0			

- 住所・電話番号・申告する方の名前を記入して下さい。法人の場合は、企業名と代表者のお名前をご記入ください。
- 法人番号または個人番号、該当する業種等をご記入ください。申告の内容を確認することがございますので、連絡先とご担当者の氏名については必ずご記入ください。
- 各項目の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 以下のとおりご記入ください
 - (イ) 列 前年度の申告書の(二)の欄の額と同じ。
 - (ロ) 列 (イ)のうち、前年中に減少した資産の取得価額
 - (ハ) 列 今回新たに申告する資産の取得価額を記載。申告もれや、移動による受入れもこちら
 - (ニ) 列 (イ) - (ロ) + (ハ) の価格を記載
- 資産を置いている場所をご記入ください。また、借用資産(リース等)がある場合は貸主の名称や住所等についてもご記載ください
- 資産の増減ありを○で囲んでください。また、資産の移動理由などもご記入下さい(例:会社の廃業のため、営業所の村外移転のため、法人を設立したため等)

※ 増減のあった方は、種類別明細書の提出も必要です。増加があった方はP.12、減少があった方はP.13、どちらもあった方は両方ご参考に記載してください

4.償却資産申告書の記載例 ※資産増減有りの方②

令和 8 年度 ※所有者コード		1 種類別明細書(増加資産・全資産用)				所有者名 株式会社 吉の浦商会			1枚のうち 1枚目	
2 資産コード	3 資産の名称等	4 取得年月				5 価額 円	6 耐用年数	7 課税標準の特例 率 コード	8 課税標準 円	理由
		号	年	月	月					
01	1 駐車場アスファルト舗装	1	5	3	3	1,450,000	10			2 3・4
02	2 太陽光発電設備	1	5	3	2	20,000,000	17			2 3・4 特附15 3
03	6 陳列棚	4	4	22	12	1,000,000	8			1・2 3・4 R3.12 那覇店
04	6 パソコン	1	5	3	8	105,900	4			1・2 3・4
05										1・2 3・4
06										1・2 3・4
07										1・2 3・4
08										1・2 3・4
09										1・2 3・4
10										1・2 3・4
11										1・2 3・4
12										1・2 3・4
13										1・2 3・4
14										1・2 3・4
15										1・2 3・4
16										1・2 3・4
17										1・2 3・4
18										1・2 3・4
19										1・2 3・4
20										1・2 3・4
小計		7				22,555,900				中城村

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

- ① 年度・申告内容・所有者の名前等についてご記入ください。申告内容については、前年度全資産をご記入の方は増加分のみ記載も可能です。
- ② 資産の種類をご記入ください
 1：構築物・建物附属設備 2：機械・装置（太陽光等もここ） 3：船舶
 4：航空機 5：車両・運搬具 6：工具・器具・備品
- ③ 資産の名称についてご記入ください
- ④ 取得した数量と取得年月をご記入ください。元号については以下のとおりです
 1：明治 2：大正 3：昭和 4：平成 5：令和
- ⑤ 資産を取得するために要した金額（附帯費等を含む）を記載。なお改良費の支出分については、本体部とは別に、支出した年度毎に、また圧縮記帳をしたものについては、圧縮前の実際の取得価額を記載。
- ⑥ 耐用年数についてご記入ください。耐用年数がわからない場合は「減価償却資産の耐用年数に関する省令」をご参照ください。
- ⑦ 増加した理由についてご記入ください。番号の内容については以下のとおりです
 1：新規取得 2：中古取得 3：移動取得 4：その他取得
- ⑧ 資産にかかる特記事項の記入欄。例としては以下のとおりです
 1. 他の市町村からの移転等により受け入れた資産については、移動の年月
 2. 課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項
 3. その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

4.償却資産申告書の記載例 ※資産増減有りの方③

令和 8 年度 ※所有者コード		種類別明細書(減少資産用)		所有者名 株式会社 吉の浦商会		1枚のうち 1枚		
2 資産コード	3 資産の名称等	4 取得年月		5 取得価額 円	6 耐用年数	7 減価償却区分		8 減価償却内容
		年	月			1 売却 3 移動	2 一部 4 全部	
01	5 台車	1	4 18 4	300,000	7	1・ <input checked="" type="radio"/> ・3・4	1・ <input checked="" type="radio"/>	60万(2台)のうち30万(1台)減少
02	6 陳列棚(冷蔵機能付)	1	3 63 5	1,200,000	6	<input checked="" type="radio"/> ・2・3・4	<input checked="" type="radio"/> ・2	
03	6 冷蔵庫	1	4 25 9	500,000	6	1・2・ <input checked="" type="radio"/> ・4	<input checked="" type="radio"/> ・2	那覇店へ移動
04						1・2・3・4	1・2	
05						1・2・3・4	1・2	
06						1・2・3・4	1・2	
07						1・2・3・4	1・2	
08						1・2・3・4	1・2	
09						1・2・3・4	1・2	
10						1・2・3・4	1・2	
11						1・2・3・4	1・2	
12						1・2・3・4	1・2	
13						1・2・3・4	1・2	
14						1・2・3・4	1・2	
15						1・2・3・4	1・2	
16						1・2・3・4	1・2	
17						1・2・3・4	1・2	
18						1・2・3・4	1・2	
19						1・2・3・4	1・2	
20						1・2・3・4	1・2	
		小計		3	2,000,000			中城村

第二十六号様式別表二(用)

- ① 年度・所有者の名前等についてご記入ください。
- ② 資産の種類をご記入ください
 1：構築物・建物附属設備 2：機械・装置（太陽光等もここ） 3：船舶
 4：航空機 5：車両・運搬具 6：工具・器具・備品
- ③ 資産の名称についてご記入ください
- ④ 取得した数量と取得年月をご記入ください。元号については以下のとおりです
 1：明治 2：大正 3：昭和 4：平成 5：令和
- ⑤ 資産を取得するために要した金額を記載してください
- ⑥ 耐用年数についてご記入ください。耐用年数がわからない場合は「減価償却資産の耐用年数に関する省令」をご参照ください。
- ⑦ 減少した理由と、全部減少か一部減少かについてあてはまるものを○で囲ってください
- ⑧ 資産にかかる特記事項の記入欄です。記入例の減少内容は以下を想定しています。
 1. 平成18年4月に600,000円で取得した台車2台のうち1台300,000円を、前年中に滅失したことにより減少。
 2. 昭和63年5月に1,200,000円で取得した陳列棚を、前年中に売却したことにより減少。
 3. 平成25年9月に500,000円で取得した冷蔵庫を、前年中に那覇店（他市町村）へ移動したことにより減少。

5.電子申告について

1. 地方税共同機構が運営しておりますeLTAX（エルタックス）を利用すると、ご自宅や会社から手続きが可能です。eLTAXを利用することで次のようなメリットがありますので、ぜひご活用ください。
 - 郵送料などが不要になり、申告書を手書きする時間も削減できます。
 - 無料で利用できるPcdeskのほか、eLTAX対応の会計ソフト・税務ソフトで作成したデータも使用できます。
 - チェック機能があるため、入力の誤りや漏れを防止できます。
 - eLTAX参加団体に関しては、複数の地方公共団体に対する申告を1度に行うことができます。
2. eLTAXのご利用については以下をご参照ください。

手続等については、eLTAXホームページでご確認ください
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAXホームページから、
無料ソフトのPcdeskをダウンロードできます
<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/software/>



eLTAXの利用等に関するよくある質問はこちらから
ご覧ください
<https://eltax.custhelp.com/>



eLTAXの利用方法等に関するお問い合わせについては、
ヘルプデスクをご利用ください
(事前に上記のよくある質問をご確認ください)
<https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helptdesk/>

